

山形市電子入札システム（少額物品調達機能）利用規約

第1 目 的

山形市電子入札システム（少額物品調達機能）利用規約（以下「本規約」といいます。）は、山形市電子入札システム（少額物品調達機能）（以下「本システム」といいます。）の利用について、山形市財務規則及び山形市契約規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

本システムを利用して山形市が行う物品等に係る見積り合わせに参加される方（以下「利用者」といいます。）は、本規約を十分に読み、理解していただくことが必要です。

第2 利用規約への同意

本システムを利用される方は、利用者登録の手続きを行うことをもって、本規約の全内容を理解し同意した旨の申出をしたものとします。

第3 利用許諾

山形市は、利用者登録の手続き、物品調達情報の確認、見積情報の送信及び発注済情報の閲覧を利用の目的とする範囲内において、本システムの利用を許諾します。

第4 知的財産権に対する侵害の禁止

本システムにかかる知的財産権は、いかなる場合であっても利用者に帰属することはありません。

本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等、本システムの適切な利用以外のいかなる行為も禁じます。

第5 禁止事項

本システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- （１）物品等調達以外の目的で利用すること。
- （２）本システムに対し、不正にアクセスすること。
- （３）利用者自身の真正な個人情報以外の情報により、利用者情報を登録すること。
- （４）他の利用者ID及びパスワード等を不正に入手又は使用すること。
- （５）本システムのコンテンツを修正、複製、改ざん、又は販売すること。
- （６）本システムの管理及び運営を妨害し、又は妨害の恐れのある行為をすること。
- （７）本システムに対し、ウイルスに感染し、又は感染したおそれのあるファイルを送信すること。
- （８）その他法令等に反すると認められる行為をすること。

第6 本規約の変更

山形市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとします。利用者は、利用の都度この規約の確認を行うものとします。

本規約の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第7 利用者の条件

本システムの利用者は、最新の山形市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている個人又は法人に限ります。

第8 利用者登録

利用者は、本システムを利用するにあたり、事前に利用者登録を行う必要があります。

第9 利用者ID及びパスワードの管理

利用者が利用者登録の際に設定したID及びパスワードが本システムに入力されたことをもって、本システムの利用が利用者本人によって行われたものとみなします。

また、本システムを通じて送信される見積金額その他情報は、真正なものと推定します。

ID及びパスワードは、入力者が利用者本人であることを確認するものであり、従来の押印等に代えて、自らを証明し見積を行うために必要なものであるため、利用者は、自己の責任においてこれを厳重に管理し、第三者への漏洩を防ぐ責任を負うものとします。

利用者は、パスワードについて、定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めるものとします。

利用者は、ID及びパスワードの紛失、盗難等が判明したときは、速やかに山形市に連絡する義務を負い、その指示に従うものとします。

第10 利用者登録の有効期限及び継続利用

利用者登録の有効期限は、競争入札参加資格の有効期限と同一となります。

ただし、競争入札参加資格審査申請書を提出し審査の結果、競争入札参加資格者名簿に引き続き登載された場合は、本システムへの継続利用の申請を行ったものとみなし、利用者登録は継続します。

- 2 有効期限到来前に、山形市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）から抹消された場合は、当該抹消をもって利用者登録は無効となります。

第 11 利用者の住所等の変更

利用者は、その住所又は所在地、商号又は名称等の登録事項に変更があった場合は、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届（物品・業務委託）を山形市に提出することとします。山形市は当該変更届を受理及び審査し、変更登録するものとします。

第 12 不正アクセス行為等

山形市では、本システムの構築にあたり、種々のセキュリティー対策を講じておりますが、不正アクセス行為等に対して絶対的な安全を保障するものではありません。

利用者は、不正アクセス行為等により見積金額情報の書換え等が行われる可能性があることを承知した上で、自らの責任において電子調達に参加するものとします。

第 13 利用停止

山形市は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく当該利用者の本システムの利用を必要と認める期間停止することができるものとします。

この場合、利用停止の期間については山形市が別途定めるものとします。

利用者は、この措置について何らの異議申立て等を行わないものとします。

- (1) 「山形市競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づく指名停止措置を受けた場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他、山形市が必要と認めた場合

第 14 利用料

利用者は、本システムを利用するにあたり、山形市に対して利用料を支払う必要はありません。

ただし、本システムを利用するにあたって付随的に必要となる費用（通信に要する経費及び機器の購入費等）は、利用者において負担するものとします。

第 15 利用時間

本システムのサービス提供は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までの間、毎日行います。（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く。）

ただし、本システムの保守等の必要があるときは、山形市は、利用者への事前通知を行うことなく、その裁量において本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

第 16 見積金額の入力

利用者は、本システムにより見積金額を入力するものとします。

ただし、電子計算機の障害等により、本システムによる見積り手続きが困難である場

合に限り、山形市から承諾を得て書面で見積書を提出できるものとします。

- 2 見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力するものとします。

第 17 契約相手方の決定方法等

山形市は、利用者が入力した見積金額を確認し、予定価格の範囲内で、最低価格で見積した見積参加者を契約相手方に決定します。

- 2 確認の結果、予定価格の範囲内で二者以上の者が同価の価格を見積した場合は、本システムの電子くじにより契約相手方を決定します。
- 3 確認の結果、予定価格の範囲内での見積がない場合は、見積参加者に対して再見積の通知をする場合があります。

第 18 見積金額の訂正等

利用者は、システムに入力した見積金額の訂正はできないものとします。

第 19 見積の無効

山形市は、以下のいずれかに該当した見積は、無効として取り扱います。

- (1) 利用停止を受けた者（開札時において見積参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした見積
- (2) 見積条件に示した要件を欠く者のした見積
- (3) 公正かつ正常な見積の執行を妨げる行為をした者のした見積
- (4) 有効な利用者登録をしていない者のした見積
- (5) 電子見積と書面見積を併せて行った者のした見積
- (6) 書面見積の承諾を得ていない者のした書面見積
- (7) 規格及び摘要に提示した要件を満たさない物品等の見積
- (8) 契約担当者が調査の結果不適とした見積
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本規約に違反した見積

第 20 障害時等の措置

本システムが障害等により利用できない場合には、山形市は、見積期限の延長又は書面による見積の提出など、見積受付中の調達案件について必要な変更を行うことができるものとします。

- 2 利用者側の機器の障害等により利用できない場合は、前項による変更は行いません。

第 21 損害賠償

山形市は、次に掲げる損害に対して責任を負いません。

- (1) 利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害
 - (2) 利用者以外の者による利用者 I D 及びパスワードの使用により利用者に生じた損害
- 2 利用者は、本システムの利用により山形市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

附則

- 1 本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。